3　非課税口座年間取引報告書にその額その他の事項を記載すべきものとされる上場株式等の配当等の支払を受ける者（所得税法第二百二十八条第一項に規定する支払を受ける者を除く。）、支払をする者及びその支払の取扱者（法第八条の三第三項、第九条の二第二項及び第九条の三の二第一項に規定する支払の取扱者をいう。）については、所得税法第二百二十四条第一項から第三項まで及び第二百二十五条並びに法第八条の四第四項から第七項まで並びに第四条第九項、第四条の五第九項及び第四条の六の二第九項のうち当該上場株式等の配当等に係る部分の規定は、適用しない。

4　非課税口座年間取引報告書の様式は、財務省令で定める。

第二十五条の十四第十項中「第二十五条の八第十一項」を「第二十五条の八第十二項」に改め、同条第十四項中「同条第二項」を「同条第三項」に、「第百十三条第二項」を「第百十三条第三項」に改め、同条第十五項第二号中「第二十五条の八の二第三項」を「第二十五条の八の二第四項」に改め、同項第三号を削り、同項第四号中「第二十五条の十四第十五項第四号」を「第二十五条の十四第十五項第三号」に、「と、同条第二十項」を「と、同項第十八号中「合併親法人株式（法第三十七条の十四の二第五項第一号に規定する特定合併により取得する同条第一項に規定する外国合併親法人株式を除く。以下この号において同じ。）で」と、同項第十九号中「分割承継親法人株式で」とあるのは「分割承継親法人株式（法第三十七条の十四の二第五項第三号に規定する特定分割型分割により取得する同条第一項に規定する外国合併親法人株式を除く。以下この号において同じ。）で」と、同項第十九号中「分割承継親法人株式で」とあるのは「分割承継親法人株式（法第三十七条の十四の二第五項第一号に規定する特定合併により取得する同条第二項に規定する外国合併親法人株式を除く。以下この号において同じ。）で」と、同項第二十号中「株式又は同条第二項」とあるのは「株式（法第三十七条の十四の二第五項第五号に規定する特定株式交換により取得する同条第三項に規定する外国株式交換完全支配親法人株式を除く。）又は所得税法第五十七条の四第二項」と、同条第二十項」に改め、同号を同項第三号とし、同項第五号中「第二十五条の十四第十五項第四号」を「第二十五条の十四第十五項第三号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第六号中「第三十七条の十四の二第六項第二号」を「第三十七条の十四の二第六項」に、「第二十五条の十四第十五項第六号」を「第二十五条の十四第十五項第五号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第七号中「第三十七条の十四の二第六項第二号」を「第三十七条の十四の二第六項」に改め、同号を同項第六号とし、同項に次の一号を加える。

七　第二十五条の十三の規定の適用については、同条第一項中「又は第四項の」とあるのは「若しくは第四項の」と、「又は第四項各号」とあるのは「若しくは第四項各号」と、「又は消滅」とあるのは「若しくは消滅又は法第三十七条の十四の二第一項若しくは第二項の規定によりその価額に相当する金額が法第三十七条の十第一項に規定する株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる法第三十七条の十四の二第一項に規定する外国合併親法人株式若しくは同条第二項に規定する外国分割承継親法人株式の交付の基因となつた同条第一項に規定する特定合併若しくは同条第二項に規定する特定分割型分割に基づく同条第一項若しくは第二項に規定するその有する株式についての当該外国合併親法人株式若しくは当該外国分割承継親法人株式の価額に対応する権利の移転若しくは消滅」と、同条第九項第三号中「合併親法人株式で」とあるのは「合併親法人株式（法第三十七条の十四の二第五項第一号に規定する特定合併により取得する同条第一項に規定する外国合併親法人株式を除く。以下この号において同じ。）で」と、同項第五号中「分割承継親法人株式で」とあるのは「分割承継親法人株式（法第三十七条の十四の二第五項第三号に規定する特定分割型分割により取得する同条第二項に規定する外国分割承継親法人株式を除く。以下この号において同じ。）で」と、同項第六号中「株式又は同号」とあるのは「株式（法第三十七条の十四の二第五項第五号に規定する特定株式交換により取得する同条第三項に規定する外国株式交換完全支配親法人株式を除く。）又は第二十五条の十の二第十五項第十号」とする。

第二十五条の十四の二第四項中「範囲」を「範囲等」に、「同条第二項」を「同条第三項」に、「第百十三条第二項」を「第百十三条第三項」に改め、同条第五項第一号中「第二十五条の八の二第三項」を「第二十五条の八の二第四項」に改め、同項第三号を削り、同項第四号中「第二十五条の十四第十五項第四号」を「第二十五条の十四第十五項第三号」に、「と、同条第二十項」を「と、同項第十八号中「合併親法人株式（法第三十七条の十四の二第五項第一号に規定する特定合併により取得する同条第一項に規定する外国合併親法人株式を除く。以下この号において同じ。）で」と、同項第十九号中「分割承継親法人株式で」とあるのは「分割承継親法人株式（法第三十七条の十四の二第五項第三号に規定する特定分割型分割により取得する同条第一項に規定する外国合併親法人株式を除く。以下この号において同じ。）で」と、同項第二十号中「株式又は同条第二項」とあるのは「株式（法第三十七条の十四の二第五項第五号に規定する特定株式交換により取得する同条第三項に規定する外国株式交換完全支配親法人株式を除く。）又は所得税法第五十七条の四第二項」と、同条第二十項」に改め、同号を同項第三号とし、同項第五号中「第二十五条の十四第十五項第四号」を「第二十五条の十四第十五項第三号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第六号中「第三十七条の十四の二第六項第二号」を「第三十七条の十四の二第六項」に、「第二十五条の十四第十五項第六号」を「第二十五条の十四第十五項第五号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第七号中「第三十七条の十四の二第六項第二号」を「第三十七条の十四の二第六項」に改め、同号を同項第六号とし、同項に次の一号を加える。

七　第二十五条の十三の規定の適用については、同条第一項中「又は消滅」とあるのは「若しくは消滅又は法第三十七条の十四の二第一項若しくは第二項の規定によりその価額に相当する金額が法第三十七条の十第一項に規定する株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる法第三十七条の十四の二第一項に規定する外国合併親法人株式若しくは同条第二項に規定する外国分割承継親法人株式の交付の基因となつた同条第一項に規定する特定合併若しくは同条第二項に規定する特定分割型分割に基づく同条第一項若しくは第二項に規定するその有する株式についての当該外国合併親法人株式若しくは当該外国分割承継親法人株式の価額に対応する権利の移転若しくは消滅」と、同条第九項第三号中「合併親法人株式で」とあるのは「合併親法人株式（法第三十七条の十四の二第五項第一号に規定する特定合併により取得する同条第一項に規定する外国合併親法人株式を除く。以下この号において同じ。）で」と、同項第五号中「分割承継親法人株式で」とあるのは「分割承継親法人株式（法第三十七条の十四の二第五項第三号に規定する特定分割型分割により取得する同条第二項に規定する外国分割承継親法人株式を除く。以下この号において同じ。）で」と、同項第六号中「株式又は」とあるのは「株式（法第三十七条の十四の二第五項第五号に規定する特定株式交換により取得する同条第三項に規定する外国株式交換完全支配親法人株式を除く。）又は」とする。

第二十五条の十五の見出しを「（割引の方法により発行される公社債等の譲渡による所得の課税の特例）」に改める。

第二十五条の十九第一項第二号中「百分の二十五」を「百分の二十」に改め、同条第二項第一号イ(2)中「数又は金額」を「数若しくは金額」に、「発行済株式又は出資」を「発行済株式若しくは出資」に、「総数又は総額」を「総数若しくは総額」に改め、「であること」の下に「又は当該本店所在地国の法令に定められた外国法人税の負担を減少させる仕組みに係るものでないこと」を加え、同項第二号ロ中「第一条の三第一項第二号に規定する租税条約」を「所得税法第百六十二条に規定する条約」に改め、同条第三項第六号中「この号並びに第二十五条の二十一第八項及び第十項」を「第二十五条の二十二まで」に、「第七十二条の三各号」を「第七十二条各号」に改める。

第二十五条の二十第二項中「第二条第四十五号」を「第二条第四十一号」に改め、同条第四項第一号中「イからハまで」を「イ及びロ」に、「ニ及びホに掲げる金額の合計額」を「ハ及びニに掲げる金額の合計額（次条第一項及び第二十五条の二十三において「調整金額」という。）」に改め、同号ハを削り、同号ニを同号ハとし、同号ホを同号ニとし、同項第二号中「及び第二十五条の二十三第一項」を「並びに第二十五条の二十三第一項及び第五項」に改め、同条第五項中「（同条第三項の規定の適用がある場合には、同項の規定により読み替えられた同号に規定する政令で定める費用の額の百分の十に相当する金額を加算した金額）」を削る。

第二十五条の二十一第一項中「前条第四項第一号ニ及びホに掲げる金額の合計額」を「調整金額」に改め、同条第八項第一号ヘ中「第七十二条の三各号」を「第七十二条各号」に改め、同条第十項